

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月4日

国立大学法人山梨大学

学長 島田 眞路

### 1 工事概要

- (1) 工事名 山梨大学(武田1他)基幹・環境整備(光ケーブル更新)工事
- (2) 工事場所 山梨県甲府市武田四丁目4-37他 (山梨大学武田1団地構内他)
- (3) 工事内容 本工事は、武田1団地構内にある情報メディア館1階主機室から各建物へ配線ルートを新設し、光ケーブル(シングル)の配線を行う工事である。
- (4) 工期 令和4年3月25日(金)まで。
- (5) 本工事においては、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出並びに入札等を文部科学省電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。(紙入札方式参加承諾願を4(1)に提出すること。)
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(実績評価型)を実施する工事である。

### 2 競争参加資格

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより格付けした電気通信工事に係る令和3・4年度の等級(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書)の記2の等級が、A又はB等級の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」の欠格に該当しないこと(入札説明書参照。)
- (5) 平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、0.5km以上の光ケーブル配線を行う行政等の通信網に伴う電気通信工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

- (6) 次に掲げる基準を満たす~~主任技術者又は~~監理技術者を当該工事に配置できること。
- ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
    - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
  - ② 平成18年度以降に、上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。  
※当該工事が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条に規定する工事に該当しない場合は、主任技術者又は監理技術者は専任のものである必要はない。
  - ④ 配置予定の~~主任技術者又は~~監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (7) 総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと(入札説明書参照)。
- (8) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は山梨大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成31年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く(入札説明書参照))。
- (12) 山梨県若しくは隣接する都県(埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、長野県)に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと(入札説明書参照)。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)③によって得られる数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
  - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

## (2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。② 「加算点」の算出方法は、下記3(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記3(2)②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもつて行う。

## (3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

- ① 企業の技術力
  - ・企業の施工能力
  - ・配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
  - ・法令遵守（コンプライアンス）
  - ・地域精通度
  - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進

## 4 入札手続等

### (1) 担当部局

〒400-8510 山梨県甲府市武田4-4-37

国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ

電話 055-220-8541 FAX 055-220-8600

### (2) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

令和3年6月4日（金）から令和3年6月14日（月）まで。

入札説明書の交付に当たっては無料とし、原則として本学HPからダウンロードすること。

<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429>

（山梨大学HP→企業・研究者の方→入札情報）

また、設計図書等については、入札説明書に従って購入するものとする。

### (3) 申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法

令和3年6月4日（金）から令和3年6月14日（月）17時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和3年6月4日（金）から令和3年6月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分までに上記（1）に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）すること。

### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は令和3年7月7日（水）16時00分までに電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は上記（1）に持参すること（郵送等による提出は認めない。）。

開札は、令和3年7月8日（木）10時00分 施設・環境部施設企画課事務室（山梨大学甲府キャンパスプロジェクト研究棟3階）において行う。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行、本学が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 落札者の決定方法  
山梨大学契約細則第11条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (5) 配置予定監理技術者等の確認  
落札者決定後、CORINS等により配置予定に競争参加資格申請書と異なる監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記4(1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。  
当該一般競争資格の認可に係る申請は、国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課  
(〒400-8510 山梨県甲府市武田4-4-37 電話 055-220-8541)  
において随時受け付ける。
- (9) 手続における交渉の有無 無
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (11) 詳細は入札説明書による。

# 入札説明書

山梨大学（武田1他）基幹・環境整備（光ケーブル更新）工事

令和3年6月4日

国立大学法人山梨大学

# 入 札 説 明 書

山梨大学（武田 1 他）基幹・環境整備（光ケーブル更新）工事に係る入札公告（電気通信工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 3 年 6 月 4 日

2 契約者名等 国立大学法人山梨大学  
学長 島田 眞路

## 3 工事概要等

- (1) 工 事 名 山梨大学（武田 1 他）基幹・環境整備（光ケーブル更新）工事
- (2) 工事場所 山梨県甲府市武田四丁目 4 - 3 7 他（山梨大学武田 1 団地構内他）
- (3) 工事概要 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 令和 4 年 3 月 2 5 日（金）まで。
- (5) ~~本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。~~
- (6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ (<http://portal.ebid02.mext.go.jp/top>) の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規程及び運用基準に基づき行う。  
なお、紙入札の申請に関しては、国立大学法人山梨大学学長（以下「学長」という。）宛てに「紙入札承諾願」を提出し、承諾を得ること。※「紙入札承諾願」（別紙様式 1）は、下記 7 に提出すること。
- (7) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である
- (8) 本工事においては国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）（平成 1 2 年 5 月 3 1 日法律第 1 0 0 号）に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## 4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人山梨大学契約細則（以下「契約細則」という。）第 2 条及び第 3 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成 1 3 年 1 月 6 日文部科学大臣決定）第 1 章第 4 条で定めるところにより格付けした電気通信工事に係る令和 3 ・ 4 年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記 2 の等級が、A 又は B 等級の認定を受けていること（会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定

- を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記4（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - (4) 下記6（3）に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。
  - (5) 平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した0.5km以上の光ケーブル配線を行う行政等の通信網に伴う電気通信工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
  - (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
    - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
      - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
    - ② 平成18年度以降に、上記（5）に掲げる工事の経験を有する者であること。
    - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
    - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料の提出を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
  - (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は山梨大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (8) 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成31年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
  - (9) 上記3（1）に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - (10) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争加入者心得第15第2項の規定に抵触するものでないことに留意すること。
    - ① 資本関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
      - (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
    - ② 人的関係  
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
      - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
      - (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
    - ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (11) 山梨県若しくは隣接する都県（埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県、長野県）に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (ロ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ハ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (ニ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

## 5 設計業務等の受託者等

- ~~(1) 上記4(9)の「上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。~~
- ~~(2) 上記4(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社、子会社及び同一の親会社を持つ会社である。~~

## 6 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記(2)③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (イ) 入札価格が契約細則第11条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決



定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもつて行う。【評価値＝(標準点+加算点)／入札価格】

(3) 評価項目及び評価基準等

施工実績等の評価については、提出された資料にて判断するものとし、評価項目及び評価基準等は以下のとおりとする。

評価項目		評価基準		評価点数	
				配点	満点
① 企業の技術力	企業の施工能力	同種工事(※1)の施工実績	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事(※1)の実績あり。	4点	4点
			その他の同種工事の実績あり。	2点	
			実績なし。	欠格	
	企業の施工能力	工事成績	工事成績相互利用登録発注機関(別表2)が発注した電気通信工事における平成31年度及び令和2年度に完成した工事成績の平均 ※「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績	5点	5点
			84点以上	5点	
			81点以上84点未満	4点	
			78点以上81点未満	3点	
			75点以上78点未満	2点	
			72点以上75点未満	1点	
			72点未満(含実績無し)	0点	
※各年度(過去2年度)の平均点が、2年連続で65点未満	欠格				
配置予定技術者の能力	同種工事(※1)の施工経験	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事(※1)において、主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	4点	4点	
		その他の発注者による同種工事(※1)において、主任(監理)技術者又は現場代理人としての経験あり。	3点		
		同種工事(※1)において、主任(監理)技術者又は現場代理人以外での経験あり。	2点		

		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事の主任（監理）技術者としての工事成績（過去4年度） ※工事成績相互利用登録発注機関（別表2）が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づいて評定されたもの		5点
			83点以上	5点	
			82点以上83点未満	4.5点	
			81点以上82点未満	4点	
			80点以上81点未満	3.5点	
			79点以上80点未満	3点	
			78点以上79点未満	2.5点	
			77点以上78点未満	2点	
			76点以上77点未満	1.5点	
			75点以上76点未満	1点	
			72点以上75点未満	0.5点	
			72点未満（含実績無し）	0点	
			※65点未満	欠格	
			② 企業の信頼性・社会性	法令遵守（コンプライアンス）	
なし。	0点				
地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体制）	当該工事現場まで1時間以内で到達できる技術者・資機材等の拠点あり。		1点	1点
		当該工事現場まで1時間以内で到達できる技術者・資機材等の拠点なし。		0点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況	あり。（※3）		1点	1点
		なし。		0点	
合 計				20点	

※1 「同種工事」とは、平成18年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した次の基準を満たす工事を施工した実績をいう（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

0.5km以上の光ケーブル配線を行う行政等の通信網に伴う電気通信工事を施工した実績を有すること。

※2 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

- ① 関東・甲信越地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は山梨県を区域に含む営業停止の期間が2週間以上1ヶ月未満、及び期間終了後3ヶ月以内に当該工事の入札執行日（令和3年7月8日）が該当する場合。
- ② 関東・甲信越地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は山梨県を区域に含む営業停止の期間が1ヶ月以上2ヶ月未満、及び期間終了後4ヶ月以内に当該工事の入札執行日（令和3年7月8日）が該当する場合。
- ③ 関東・甲信越地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は山梨県を区域に含む

む営業停止の期間が2ヶ月以上3ヶ月未満、及び期間終了後5ヶ月以内に当該工事の入札執行日（令和3年7月8日）が該当する場合。

- ④ 関東・甲信越地区を区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は山梨県を区域に含む営業停止の期間が3ヶ月以上、及び期間終了後6ヶ月以内に当該工事の入札執行日（令和3年7月8日）が該当する場合。

※3 「あり」とは、以下のいずれかに認定されている場合である。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

- (4) ~~受注者の責めにより、提出された「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。~~

## 7 担当部局

〒400-8510 山梨県甲府市武田4-4-37

国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課総務グループ

電話 055-220-8541 FAX 055-220-8600

## 8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

当該一般競争資格の認可に係る申請は、国立大学法人山梨大学施設・環境部 施設企画課（〒400-8510 山梨県甲府市武田4-4-37 電話 055-220-8541）において随時受け付ける。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和3年6月4日（金）から令和3年6月14日（月）までの土曜日、日

曜日及び祝日を除く9時00分から17時00分まで。

② 提出場所：上記7に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、紙入札を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を事前に発注者に提出の上承諾を得て、提出場所へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること。（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

(2) 資料は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、②の同種工事の施工実績及び③の配置予定技術者の同種工事の施工経験については、平成17年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し引渡しが行われているものに限り記載すること。

直近の1事業年度の法人税納税証明書（未納の税額がないことの証明。写し可。）も併せて提出すること。

① 同種工事の施工実績（別紙様式2・別紙1）

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6(3)表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）第2条第1項により規定する法人をいう。

② 工事成績（別紙様式2・別紙2）

工事成績相互利用登録発注機関（別表2）が発注した電気通信工事における平成31年度及び令和2年度に完成した**全ての工事成績**の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、平成31年度及び令和2年度に完成し、工事成績を受けた全ての電気通信工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記ii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

i) 上記6(3)表中「工事成績」において、2年連続で年度の平均点が60点未満で

ある場合。

- ii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、平成30年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、上記6(3)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別表1に記載する法人である。

### ③ 配置予定の技術者（別紙様式2・別紙3）

- i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記6(3)表中「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。なお、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6(3)表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする（(ii)を含む）。

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格及び同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6(3)表中の「特殊法人等」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促

進に関する法律(平成12年法律第127号)に第2条第1項により規定する法人をいう。

① 事故及び不誠実な行為(別紙様式2・別紙4)

全国又は関東・甲信越地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けたもの及び山梨県を区域に含む営業停止を受けたもので、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置の期間終了後6ヶ月以内(令和3年1月8日以降に終了)のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

⑤ 地理的条件(緊急時の施工体制)(別紙様式2・別紙4)

本工事の工事現場まで1時間以内で到達できる技術者・資機材等の拠点の有無を記載し、拠点がある場合は、このことを証明できる資料を添付すること。

(3) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和3年6月24日(木)までに電子入札システム(紙により申請した場合は書面)により通知する。

(5) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料の提出書類(別紙様式2(別紙1から4を含む。))は、以下に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word-(Word2007形式以下で保存)
- ・Microsoft Excel-(Excel2007形式以下で保存)
- ・JustSystem 一太郎(2007形式以下で保存)
- ・PDFファイル(Acrobat10以下で保存)

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付けること。容量は1ファイル1MB、最大3ファイル以内に納めること、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記7まで持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)すること。この場合においても別紙様式2(別紙を含む。)については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R1枚に保存し、提出すること。

持参又は郵送で書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類(書式は自由)のみを電子入札システムにより送信すること。この書面の押印は不要。

- ・持参又は郵送とする旨
- ・持参又は郵送する書類の目録
- ・持参又は郵送する書類の頁数
- ・持参又は発送年月日

また、持参又は郵送する場合は、別紙様式2に押印すること。

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

## 9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、学長に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和3年7月1日（木）17時00分
- ② 提出先：上記7に同じ
- ③ 提出方法：書面（様式自由。押印及び記名を行うこと。）を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。

- (2) 学長は、説明を求められたときは、令和3年7月8日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 10 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ①提出期間：令和3年6月4日（金）から令和3年6月29日（火）まで。  
上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

- ②提出場所：上記7に同じ。

- ③提出方法：書面（様式自由。押印及び記名を行うこと。）を持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）することにより提出するものとする。提出の際は、併せて施設・環境部施設企画課総務グループのメールアドレス (sksoumu-tr@yamanashi.ac.jp) に質問書面のデータを送付すること。なお、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word ~~(Word2003形式以下で保存)~~
- ・Microsoft Excel ~~(Excel2003形式以下で保存)~~
- ・JustSystem 一太郎 (2007形式以下で保存)

- (2) (1)の質問に対する回答書は次のとおり書面により閲覧に供するとともに、本学HP入札情報 (<http://www.yamanashi.ac.jp/tender/3429>) において閲覧に供する。

- ① 期間：令和3年7月5日（月）から令和3年7月7日（水）までの9時00分から17時00分まで。
- ② 場所：上記7に同じ。

#### 11 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書提出期限：令和3年7月7日（水）9時00分から16時00分まで。
- (2) 持参による提出場所：上記7に同じ。
- (3) 開札日時：令和3年7月8日（木） 10時00分
- (4) 開札場所：〒400-8510 山梨県甲府市武田4-4-37  
国立大学法人山梨大学甲府東キャンパスプロジェクト研究棟3階305室  
施設・環境部施設企画課事務室
- (5) その他： 紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、開札に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、学長により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

#### 12 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

#### 13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。（有価証券等の提出又は銀行、国立大学法人山梨大学財務管理部長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。）なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上とする。

#### 14 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付して同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容については細目（最小）までとし、最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。



- ・Microsoft Word—(Word2003形式以下で保存)—
- ・Microsoft Excel—(Excel2003形式以下で保存)—
- ・JustSystem 一太郎 (2007形式以下で保存)
- ・PDF ファイル (Acrobat8 以下で保存)

なお、ファイル容量は3MB以内に収めるものとし、圧縮することにより容量以内に収まる場合は、LZH形式又はZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。容量が大きく3MB以内に収まらない場合は持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。)することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は押印(電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。)及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出した工事費内訳書について学長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各項に該当する場合については、競争加入者心得第32第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項がかけている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。

なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じて工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 15 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

なお、紙による入札参加者が1回目の入札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

#### 16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

#### 17 落札者の決定方法

- (1) 契約細則第11条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の評価値をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とするところがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が契約細則第25条第1項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

#### 18 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

19 配置主任技術者又は監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者に競争参加資格申請書と異なる事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4(6)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20 契約書作成の要否等

別紙契約書(案)により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

22 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約をするものとする。

23 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に、学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

①提出先 : 上記7に同じ。

②提出方法 : 持参又は郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法に限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。

- (2) 学長は、説明を求められたときは、説明をを求めることができる最終日から起算して5日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により回答する。

24 再苦情申立て

学長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明又は非落札理由に不服がある者は、上記9(2)又は23(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)以内に書面により学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出期間 : 令和3年7月19日(月)から令和3年7月29日(木)まで。当該書面を持参する場合は、上記期間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の9時00分から17時00分までに行うこと。

②提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口 上記7に同じ。

26 手続きにおける交渉の有無 無

## 27 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別冊工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。
- (6) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (7) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (8) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書の提供方法は、競争参加資格確認後に交付するものとする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係る質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- (9) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手續以外の目的で使用してはならない。
- (10) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
  - ① システム操作・接続確認等の問合せ先  
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
  - ② ICカードの不具合等発生等の問合せ先  
取得しているICカードの認証機関  
ただし、申請書又は応札等の締め切り時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記7に連絡すること。

- (11) 設計図書等については、以下に記載する業者から令和3年6月24日（木）から令和3年7月7日（水）までの間に入札参加者が直接買い取るものとする。

（株）三機堂

山梨県甲府市上石田4-8-11

電話 055-224-6411

※購入の際は、上記業者へ事前に連絡すること（申し込み後に印刷を行うため。）。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 国立大学法人山梨大学契約細則第25条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事附近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) (1)から(10)までの事情聴取した結果についての調査確認
- (12) (9)の公共工事の成績状況
- (13) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）
- (14) 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）
- (15) その他必要な事項

別表

1. 現場管理費の内容

現場管理費は、工事施工に当たって工事現場を管理又は経営するために必要な経費とし、その項目及び内容は次のとおりとする。

① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
労務管理費	現場労働者に係る費用で、募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）、慰安、娯楽及び厚生に要する費用、直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用
租税公課	固定資産税、自動車税及び軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。
保険料	自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転手、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。
退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額
法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に係る慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
交際費	現場における来客等の対応に要する費用
補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費。ただし、臨時にして巨額なものは除く。
外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費
工事登録費用雑費	工事实績の登録等に要する費用 上記に属さない諸費用

② 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 募集及び解散に要する費用</li> <li>・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</li> <li>・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用</li> <li>・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用</li> <li>・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</li> <li>・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用</li> </ul>
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用</li> </ul>
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を外注した場合の費用
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用



## 2. 一般管理費等の内容

工事の施工にあたる請負者の経営管理と活動に必要な本店及び支店における経費で、その項目及び内容は次のとおりとする。

① 文教施設工事積算要領（土木工事）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に関する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用
交際費	本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用
寄付金	
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
保険料	火災保険及びその他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用
付加利益	法人税、都道府県民税、市町村民税等 株主配当金 役員賞与金 内部留保金 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用



② 公共建築工事積算基準（統一基準）に基づき工事費の積算を行った工事の請負契約の場合

項目	内容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課 保険料火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表 1

## 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人科学技術振興機構	独立行政法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
独立行政法人物質・材料研究機構	独立行政法人防災科学技術研究所
独立行政法人放射線医学総合研究所	独立行政法人教員研修センター
独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人理化学研究所
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人国立大学財務・経営センター	公立学校共済組合
日本私立学校振興・共済事業団	文部科学省共済組合
放送大学学園	

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

別表 2

## 工事成績相互利用登録発注機関（令和 2 年 2 月 20 日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 (内閣官房)	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室（会計担当） 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課、及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、入国管理局、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H27. 9. 30） 〃 〃 予算課（H27. 10. 1～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局（営繕部及び営繕事務所）及び北海道開発局営繕部 航空局航空技術課（旧航空安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

※ 国立大学法人等

(平成 27年 10月 1日現在)

発注機関等		
国立大学法人	全ての国立大学法人	
大学共同利用機関法人	人間文化研究機構	
	自然科学研究機構	
	高エネルギー加速器研究機構	
	情報・システム研究機構	
独立行政法人	国立科学博物館	
	国立文化財機構	
	宇宙航空研究開発機構	
	日本スポーツ振興センター	
	日本学生支援機構	
	国立高等専門学校機構	全ての国立高等専門学校
	大学評価・学位授与機構	
	科学技術振興機構	
	国立青少年教育振興機構	
	日本芸術文化振興会	
	日本原子力研究開発機構	

## 工事請負契約書（案）

工 事 名 山梨大学（武田 1 他）基幹・環境整備（光ケーブル更新）工事

請負代金額 金 円也  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 円）

上記消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人山梨大学 学長 島田 眞路と受注者 【法人等名、代表者等氏名】との間において、上記の工事について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第 2 条 工事は、山梨県甲府市武田四丁目 4-37 他（山梨大学武田 1 団地構内他）において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和 3 年 7 月 日【契約締結日の翌日】とする。

第 4 条 完成期限は、令和 4 年 3 月 25 日とする。

第 5 条 契約保証金は、【工事金額の 10 分の 1】円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

第 7 条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき 2 回に支払うものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日の翌月 25 日までにするものとする。

第 8 条 請負代金は、金【工事金額の 10 分の 4】円以内の額を前払金として前払するものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日の翌月 25 日までにするものとする。

第 9 条 請負代金の請求書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

第 10 条 完成通知書は、山梨大学施設・環境部施設企画課に送付するものとする。

第 11 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条

の3において準用する場合も含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第12条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第13条 この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第15条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、山梨大学所在地を管轄とする甲府地方裁判所とする。

この証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。



令和3年 7月 日

発注者 山梨県甲府市武田四丁目4-37  
国立大学法人山梨大学  
学長 島田真路

受注者 【住所】  
【法人等名】  
【代表者等氏名】